

令和 元 年度

第6回 第一農地部会定例会議事録

令和元年9月30日（月）

上越市役所 第一庁舎 4階 401会議室

令和元年度第6回第一農地部会定例会議事録

日時 令和元年9月30日(月) 午前9時

場所 上越市役所 第一庁舎 4階 401会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

1番 古川 政繁	2番 荒川 俊治	3番 池田 京子
4番 五十嵐 彰	5番 小幡 利夫	6番 佐藤 徳司
7番 高島 信雄	8番 金子 昭榮	9番 久保埜 徳雄
10番 新井 修一	11番 八田 賢司	12番 上原 孝
13番 小林 広良		

(2) 農地利用最適化推進委員

2番 内藤 義一	3番 滝本 武夫	6番 加藤 俊彦
13番 平野 宏一	14番 荻原 松男	19番 小林 正義
21番 清水 強		

2 欠席委員

なし

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗本 修一
	次長	松縄 浩一
	係長	久保埜 修
	主任	橋 立 理
中郷区駐在室	主任	相葉 博昭
板倉区駐在室	主任	宮澤 雅則
清里区駐在室	副主任	井田 義之
名立区駐在室	班長	山邊 稔

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 高島 信雄	13番 小林 広良
----------	-----------

(2) 議事

(合併前の上越市)

- 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について
- 議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
- 報告第 2 号 公売（期間入札）による農地法第 3 条許可書の交付について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第 4 号 農用地利用集積計画変更について

(中郷区)

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(板倉区)

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(清里区)

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	議長（部会長）あいさつ後、部会を開会
議 長	これより第 6 回第一農地部会を開催いたします。
議 長	<資格審査> はじめに本日の出席状況であります。第一農地部会委員数 13 人で出席委員が全員でありますので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立いたします。
議 長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名させていただきます。議席番号 7 番 高島 信雄 委員、議席番号 13 番 小林 広良 委員の両名を指名いたします。 議事に入ります前に、議事録署名委員の発声で、上越市農業委員会憲章の唱和をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	それでは、議案の審議に入ります。
議 長	(合併前の上越市分の議案) <議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 24 番の 1 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
(事務局) 久保 埜	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、ご説明いたします。 1 頁、番号 24 番の 1 件です。 譲渡人が今後耕作をする意思もないことから、現在耕作を委託している譲受人に対し農地の売買について打診したところ快諾を得られたものです。 譲受人の経営面積について、下限面積である 50 a を満たしておりませんが、申請農地は 3 筆だった田の畦畔を抜き 1 枚の圃場とした内の真ん中の筆であり、その両隣の田 2 筆が譲受人の所有地であり、譲受人自身が耕作をしております。 このような場合は、備考に記載しました通り、農地法施行令第二条第 3 項第三号の規定により「その位置、面積、形状等から見てこれに隣接しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が

権利を取得すること」と下限面積を満たさずとも農地の取得ができることが例外的に認められております。

また、別紙「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率要件、農作業等常時従事要件等の許可要件も満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号24番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。議案第1号の1件を許可することに決定いたします。

＜議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」＞

議長 　議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号25番の1件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（事務局）
久保埜

2頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号25番の1件です。番号25番は、大字下稲田地内の農地を「仮設工事用地」として一時転用するものであります。3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

申請者であるコスモシステム株式会社は、KDD I アンテナ基地局新設に伴う仮設工事用地として申請農地を一時的に利用するもので、工期は許可日から令和2年2月7日までです。

農家組合長、町内会長からは同意を得ており、転用者、農地の所有者から周辺農地に被害を及ぼさないとの誓約書が提出されています。

また、建築物の建築等を目的として土地の区画形質の変更を行うものではありませんので、開発許可申請は不要です。

工事ヤードは必要最低限の農地の使用にとどまっており、工事の性質上、他の土地では代用することができません。一時的な利用であり、許可基準を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 　特に質問等がないようですので、採決に入ります。
議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号25番の1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 　ご異議なしと認めます。議案第2号の1件を許可することに決定いたします。

<議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内10件、6年超10年以内なし、10年超228件で合計238件、利用権移転なし、所有権移転7件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号532番から541番の10件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) 議長 　議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

久保埜 　6頁から7頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号532番から541番までの10件で、いずれも新規案件となります。

令和元年度第3回第一農地部会定例会においてご審議いただきました「農地法第18条第1項許可申請について」、譲受人の譲渡人への賃借料の未払いによる解除申請があった件ですが、これについて新潟県農業会議常設審議委員会へ諮問した結果、異議なく認められ、その決定に基づき譲受人との契約を解除した農地について、新たに農地中間管理機構を介し別の担い手農家へ貸し付けるものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 　ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長

続きまして、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 542 番から 769 番までの 228 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

8 頁から 36 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 542 番から 769 番までの 228 件でいずれも新規案件です。

いずれの案件も農地中間管理機構を介し新たな担い手等に貸し付けられるものです。

228 件の内、8 頁番号 542 番から 34 頁 755 番までの 214 件が今回の案件の太宗を占め、これらを大まかな地域で分けますと、島田、石沢を中心とした上箱井・寺町・西田中の地域、長者町の 3 地域に分けられます。

まず、島田地域ですが番号 542 番から 624 番までの 83 件になります。こちらは農地中間管理事業を活用して圃場の集積・集約化を図るものです。後段、合意解約案件でご報告させていただきますが、相対契約等により耕作契約が結ばれていたものも解約し、今回、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるため多数の新規案件となっております。

続いて、石沢を中心とした上箱井、寺町、西田中地域ですが、番号でいうと 625 番から 726 番までの 102 件になります。

こちらにも農地中間管理機構への貸し付けになりますが、当該地域では機構関連事業を活用した圃場整備事業が予定されており、これを契機に農地中間管理機構を介し新たな担い手へ農地の集積・集約化を図ることとしております。

また、機構関連事業を活用する場合、15 年以上の農地中間管理権に係る農用地等が対象となりますが、これに満たない農用地等の場合、当該権利を解消した上で再取得する手続きが必要となります。

当該地域では、既に農地中間管理機構への貸し付けが行われておりましたが、残りの契約期間が 15 年に満たない農用地について、この事業要件にのっとり、解約し改めて貸し付けを行うこととなったため、これらも含め新規案件が多数に上っております。

なお、貸付期間の終期については、当該地区内において 15 年以上の契約期間で農地中間管理機構に貸し付けている農地の終期に合わせたものです。

次に長者町地域ですが、番号でいうと 727 番から 755 番までの 29 件です。こちらにも、農地中間管理事業を活用し、新たに設立された農地所有適格法人への貸し付けを行い圃場の集積・集約化を図るものです

次に番号 756 番から 764 番までの 9 件ですが、担い手農家の離農により農地中間管理機構を通じ、今後、別の担い手農家へ貸付が行われる予定です。

次に番号 765 番から 768 番は、圃場整備事業を契機に農地中間管理機構を介し、担い手農家へ集積・集約が図られる予定です。

最後に 769 番ですが、離農に伴い農地中間管理機構を介し担い手農家へ貸し付けられる予定です。

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

最後に所有権移転、整理番号 770 番から 776 番までの 7 件について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

37 頁、所有権移転、整理番号 770 番から 776 番までの 7 件です。

久保 埜

内訳は、所有権を移転する土地、田 59 筆 79,049 m²、畑 1 筆 1,711 m²です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

それでは、採決に入ります。

議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」>

議 長

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号 4 番と 5 番の 2 件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、ご説明いたします。

38 頁、整理番号 4 番と 5 番の 2 件で、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせん申出があったものです。対象農地は田 5 筆の 37,248 m²で、対象となる面積が大きく認定農業者との調整に時間を要し、農地中間管理機構を活用した方が有効であると判断したため買入協議を行うものです。

本案件において、当該農用地を含む周辺地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地利用集積円滑化団体等による買入れが特に必要であると認められれば、市長に対し、農地利用集積円滑化団体等が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するよう要請を行います。

以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、整理番号 4 番と 5 番の 2 件について原案のとおり意思決定することにご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法による所有権移転あっせん申出に係る買入協議について」、農用地の所有者から所有権の移転に係るあっせんの申し出のあった整理番号 4 番から 5 番の 2 件について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、原案のとおり意思決定することに決定いたします。

<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」>

(事務局)
久保埜

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 182 番から 360 番までの 179 件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

39 頁から 74 頁に記載のとおり、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、179 件の届出書を受理しましたので報告いたします。

今回は解約の案件が多数に上りますが、議案第 3 号でご説明いたしましたとおり、機構関連事業の活用等により圃場整備事業や圃場の集積・集約化に伴う合意による解

約であり、返還後の利用計画は、「他者へ貸付」155件、「他者へ貸付予定」13件、「他者へ売却」2件、「再度貸し付け」7件、「休耕」2件の計179件となっております。

「休耕」については、引き続き所有者においていつでも耕作が再開できるよう維持管理を行う予定です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第1号の179件を承認いたします。

<報告第2号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」>

議長 報告第2号「公売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」、番号25番の1件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 報告第2号「競売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」、番号25番の1件を報告いたします。

この案件は7月の第3回第一農地部会定例会において、議案第2号「農地法第3条の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」としてご協議いただいた案件です。資料の中ほどに記載しましたとおり、令和元年9月3日に開札が行われ、9月12日に落札者から第3条許可申請書が提出されました。内容を確認した結果、7月の証明願議決の際と同様の内容だったため、落札者から提出された第3条許可申請書に対して事務局長専決処分により、9月17日付けにて許可書を交付したものです。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、報告第2号「競売（期間入札）による農地法第3条許可書の交付について」、番号25番の1件を承認いたします。

<報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」>

議長 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知交付番号103番から117番までの15件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 76頁から77頁、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、受理通知番号103番から117番までの15件の届出書を受理したのでご報告いたします。

転用目的は、「分譲住宅」1件、「一般個人住宅」8件、「住宅敷地拡張」2件、「駐車場」1件、「貸駐車場」1件、「モデル住宅」2件の計15件です。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、報告第3号の15件を承認いたします。

＜報告第4号「農用地利用集積計画変更について」＞

議長 報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、番号17番から26番までの10件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)
久保埜 79頁から80頁に記載のとおり、報告第4号「農用地利用集積計画変更について」、10件の届け出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも小作料の減額及び使用貸借への変更になります。

使用貸借への変更ですが、耕作に適さない状態となっている圃場について、今年産の賃借料の精算をするに当たっては0円にするということでの変更となっております。

なお、円滑化団体との契約については、この農用地利用集積計画の変更をもって賃借料の変更を行った上で精算し、報告第1号でご説明いたしましたとおり合意解約を行います。

解約後の耕作については、第1号議案で上程いたしましたとおり、農地中間管理機構を介し、新たな担い手農家へ貸し付けることとなります。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、報告第4号の10件を承認いたします。

議長 次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。

(中郷区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間10年超のみ32件、利用権移転なし、所有権移転なしです。それでは、上程いたします。

利用権設定、期間10年超、整理番号7199番から7230番までの32件について、事務局の説明を求めます。

(中郷区) 議長 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

相葉 2頁から5頁まで、利用権設定、期間10年超、整理番号7199番から7230番までの32件で、すべて新規となります。

7199番と7200番は、これまで相対で契約していたものを農地中間管理機構を介した契約にするため、7201番から7229番は、法人設立に伴い地主から法人へ農地を集約するため、7230番は、自作地を法人へ集約するため、農地中間管理機構を介して利用権を設定するものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第1号について、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7126番から7133番までの8件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(中郷区) 相 葉	<p>6頁と7頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7126番から7133番までの8件の届出書を受理しましたので報告いたします。</p> <p>これらの案件は合意による解約で、議案第1号と関連しており、農地中間管理機構を介した契約をするためのもので、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号の8件を承認いたします。</p>
議 長	<p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p>
議 長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内1件、6年超10年以内1件、10年超なしで合計2件、利用権移転なし、所有権移転4件です。それでは、上程いたします。</p> <p>はじめに利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7654番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 宮 澤	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>2頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号7654番の1件で、新規となります。</p> <p>譲受人は上越市に移住して来られた方で、園芸に取り組んでいて、経営拡大のためさらに335㎡を利用権設定するものです。</p> <p>この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長 続きますして、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 7655 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 3 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 7655 番の 1 件で、再設定となります。
宮澤

これら案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 最後に所有権移転、整理番号 7656 番から 7659 番の 4 件について、事務局の説明を求めます。

(板倉区) 4 頁、所有権移転、整理番号 7656 番から 7659 番の 4 件です。
宮澤

内訳は、所有権を移転する土地、田 9 筆の 9,672 m²と畑 8 筆の 2,161.00 m²です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。

議長 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定いたします。

<報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」>

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7517番と7518番の2件を報告いたします。事務局の説明を求めます。

(板倉区)
宮澤

5頁に記載のとおり、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、2件の届出書を受理しましたので報告いたします。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、「地主耕作」1件、「他者へ売却」1件です。

このうち、備考欄に頁と整理番号が記入された案件は、前述の議案と関連しております。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長

特に質問等がないようですので、報告第1号の2件を承認いたします。

議長

次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。

(清里区駐在室分の議案)

<議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>

議長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間3年以内なし、3年超6年以内1件、6年超10年以内4件、10年超3件で合計8件です。それでは、上程いたします。

はじめに利用権設定、期間3年超6年以内整理番号8223番の1件について、事務局の説明を求めます。

(清里区)
井田

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。

1頁、利用権設定、期間3年超6年以内、整理番号8223番の1件で新規設定です。

この案件は、農地中間管理機構を介して利用権を設定するものです。この後、農地中間管理機構を介し新たな担い手へ貸し付けられるものです。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きます、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 8224 番から 8227 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 3 頁、利用権設定、期間 6 年超 10 年以内、整理番号 8224 番から 8227 番までの 4 件
井田 でいずれも新規案件です。いずれの案件も農地中間管理機構を介し新たな担い手等に貸しつけられるものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 続きます、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 8228 番から 8230 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。

(清里区) 4 頁、利用権設定、期間 10 年超、整理番号 8228 番から 8230 番までの 3 件でいずれ
井田 も新規案件です。

いずれの案件も農地中間管理機構を介し新たな担い手等に貸しつけられるものです。

これらの案件につきましては、農業経営基盤法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。

以上です

議長 ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議長 特に質問がないようですので、採決に入ります。

議案第 1 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。

議 長	次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。 (名立区駐在室分の議案)
	<議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、期間 3 年以内 4 件のみです。それでは、上程いたします。 利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 9549 番から 9552 番の 4 件について、事務局の説明を求めます。
(名立区) 山 邊	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。 2 頁、利用権設定、期間 3 年以内、整理番号 9549 番から 9552 番までの 4 件で再設定 2 件、新規設定 2 件です。 新規設定案件については、貸手の高齢化及び地元を離れて耕作できないため、地元の認定農業者に使用貸借により利用権設定を行うものです。 これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号、「上越市農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	議案第 1 号について、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することを決定いたします。
議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	本日の農地部会を終了いたします。(午前 10 時 22 分)